

## 「暮らしの安全モデル校指定事業」事業実施報告書

モデル校指定校名 : 岐阜県立岐阜清流高等特別支援学校

1. 事業の実施期間 指定を受けた日から令和2年3月12日

### 2. 学校の概要

学校名	岐阜県立岐阜清流高等特別支援学校
学級数	高等部 18 学級
児童生徒数	134 人 (令和2年3月15日現在)
URL	<a href="http://www.school.gifu-net.ed.jp/seiryu-asns/">http://www.school.gifu-net.ed.jp/seiryu-asns/</a>

### 3. 調査研究のテーマ

#### (1) 調査研究のテーマ

地域で安心して消費生活を送るために～目指せ！ノートラブル！～

#### (2) 調査研究のテーマを設定した背景

平成30年3月に、消費者教育の推進に関する基本的な方針が閣議決定され、「消費者自身が合理的な意思決定を行い、被害を認識し、危害を回避したり、被害に遭った場合に適切に対処することができる能力を身に付けることが重要である。」と明示された。

当校は、軽度の知的障がいのある生徒が通っており、卒業後は企業就労を通じた社会自立を目指している。一社会人として、地域で安心して生活を送るためには、自ら安全・安心を確保するためにルールや正しい知識を理解し、自ら選択・判断できる生徒の育成が求められる。

現在、学校生活の中で、携帯電話、交通安全、金銭に関するトラブルに巻き込まれるケースがある。その背景には、安全な生活を送るための知識の不足、危険なことに対する予測の困難さ、困った状況下での相談する経験の不足等が考えられる。そのため、日常生活の中に潜むトラブルから自分自身を守ることができる能力を育むことが必要不可欠であると考え、本調査研究テーマを設定した。

#### 4. 調査研究の内容等

##### (1) 調査研究の内容・実施日程

時 期	内 容	備 考
5月23日	企画委員会にて研究について協議・検討	
6月24日	消費者教育シンポジウム 参加	東京都渋谷区 職員 1名
10月21日	3年生 出前講座 ・ 消費者トラブルの事例と対策 ・ 悪徳商法の事例と対策	3年生 41名
10月	消費者教育副読本「おっと！落とし穴」配布	3年生 41名
11月1日	教員を対象とした消費者教育講座 参加	京都市 職員 1名
11月7日	2年生出前講座 ・ 給与明細の見方 ・ 雇用保険、健康保険について	2年生 41名
12月18日	1年生出前講座 ・ 銀行の役割 ・ 様々な決済方法	1年生 47名
2月6日	消費者教育フェスタ 参加	福井市 職員 1名

## (2) 調査研究の成果と課題

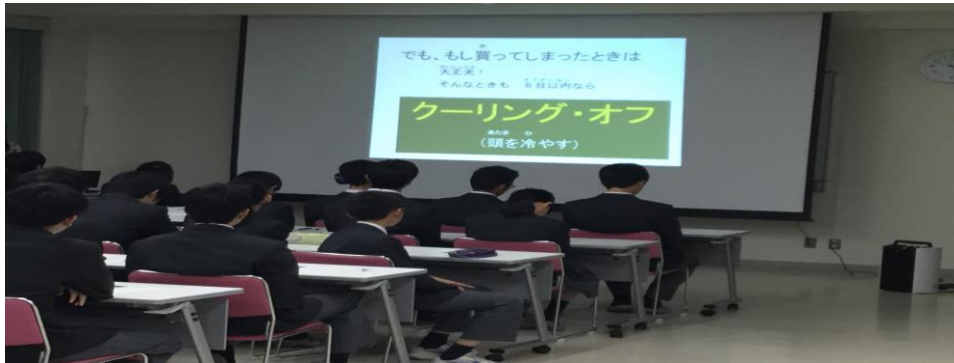
### ○外部講師による出前講座

① 10月21日 消費生活出前講座 3年生 対象

講師：県民生活相談センター消費生活相談員 北川 住江先生

内容：「消費者トラブルの事例と対策 悪徳商法の事例と対策」

若い世代に多くみられる悪徳商法やネットトラブルの手口を知り、注意すべき点を解説していただいた。いざという時に断る力や、的確な行動をとる力が必要となること、早期に相談をできる人を準備しておくことが大切であることを生徒に伝えることができた。



② 11月7日 消費生活出前講座 2年生対象

講師：金融広報アドバイザー 森千晴先生

内容：「給与明細の見方、社会保険制度について」

就労する上で必要な制度について分かりやすくお話していただいた。労働基準法や社会保険制度などについては、卒業後の就労生活で必ず関わってくる内容であるため、今度も引き続き授業で取り入れて、理解を深めていきたい。

③ 12月18日 消費生活出前講座 1年生対象

講師：愛知産業大学 奥田 真之先生

内容：「人生に役立つお金の基本を身に付けよう（お金の働きと銀行の役割、キャッシュレス決済）」

キャッシュレスという最近の身近な話題から、お金と自分たちの生活の関わりについて知ることができた。卒業後の就労生活では、銀行口座の開設と利用が不可欠となるが、現時点で仕組みや利用方法を理解している生徒は少数であるので、授業でも取り上げていきたい。

### ○家庭科における実践 3年生対象

年に2回、単元として取り上げた。

消費生活について（7月）

- ・消費とは
- ・消費者の責任、権利について

消費者トラブルについて（12月）

- ・悪徳商法の事例
- ・消費者トラブルの事例

生徒によっては、相手（企業）に言われたことを信じ込んだり、うのみにしてしまいうことが予想される実態があり、心配である。今後も、消費者の権利について繰り返し取り上げていく必要がある。

悪質商法や消費者トラブルの事例については、教員が常に新しい情報を取り入れ、生徒に知らせていきたい。

## ○職員研修

年に3回、消費者教育担当職員、研修部職員が研修に参加した。

### <6月24日 消費者教育シンポジウム（東京都）>

日本における消費者教育の歴史や、新学習指導要領における消費者教育の位置づけについての講演を聞いた。

消費者教育の教材展も実施されており、全国の先進的な学校や行政機関の取組を知ることができた。

### <11月1日 教員を対象とした消費者教育講座（京都市）>

民法における成年年齢引き下げを踏まえた対応を中心に、消費者庁の教育教材「社会への扉」の活用、若者の消費生活相談の現状、今後の制度・仕組みの変更がどのように学校現場に影響するのかを学ぶことができた。

### <2月6日 消費者教育フェスタ（福井市）>

「連携・協同した若年者への消費者教育の推進に向けて」の講演では、学校で習っていることと、目の前の生活（現実）とを結びつけて考えるための工夫について知ることができた。また、成人年齢の引き下げに伴う若年者のトラブルの実態について知ることができた。

## 【今後の課題】

今年度「暮らしの安全モデル校指定事業」としての取組を通して、情報モラル教育や性教育とともに、卒業後の安全、安全な就労生活を送るうえで、消費者教育が大変重要であることが改めて認識できた。今後、各学年のどの教科の授業でどのような内容を扱っていくか、本校としての消費者教育を系統立てていくとともに、授業で取り組むだけでなく、日常的に継続して繰り返し指導していく必要があると感じた。また、教員側が世の中の情勢に敏感になり、時代に対応した新しい課題について情報を得たうえで、生徒が賢い消費者として社会人の生活をしていけるよう、学校ができることを考えていく必要がある。